

- 支給対象となる児童がいなく増えたとき
- 出生などにより養育する児童が増えたとき
- 婚姻（または離婚）したとき
- 例：国民年金から厚生年金保険に変わったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき
- 市外に住む配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
- 次の変更があった場合は、随時届け出てください。

**変更事項は届出を**

例：国民年金から厚生年金保険に変わったとき

令和4年度の所得が高いことで、不支給となった方は、令和5年度の所得が所得上限限度額を下回った場合（手当の対象になる場合）、改めて申請が必要です。

**所得の申告はお早め！**

児童手当の支給額は、所得により決まります。所得の申告が支給額決定後になると、次のような影響が出る場合があります。

- ・ 早寝早起きをし、朝ごはんをとる等、生活リズムを整える
- ・ 自分の食事をチェックし、栄養バランスに気をつける
- ・ 旬の食材を取り入れる
- ・ 感謝の気持ちを込めて「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつをする
- ・ つみっこ等の郷土料理（伝統的な食文化）に関心をもつ

**こどもも食育です！**

私たちが食事をする上で必要な栄養素を体に取り込んでいます。食事は生活の一部である食は、健康維持に関わるだけでなく、楽しみや喜びでもあります。心身の健康を維持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるように、健全な食生活を実践する行動力を身につけるための「食育」が重要です。



**『現況届』の提出が原則不要になりました**

児童手当を受けている皆さんへ

★子育て支援課 ☎25・1130、支所市民福祉課 ☎71・5889

**6月は食育月間、毎月19日は食育の日**

食について考えてみましょう！

★健康推進課 ☎24・2003

子育て世帯を支援するため、給付金を支給します  
**子育て世帯生活支援特別給付金**

★子育て支援課 ☎25-1130  
支所市民福祉課 ☎71-5889



子育て世帯生活支援特別給付金は、食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対する国の支援策です。18歳(高校3年生)までの児童がいる子育て世帯が対象で、支給額は児童1人につき5万円です。  
※児童に一定の障害がある場合は、20歳未満まで対象となります。

**ひとり親世帯分**

- 対象**
- ①令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方
  - ②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給していない方で、公的年金等を含む令和3年中の収入が基準額未満となっている方
  - ③所得制限超過により児童扶養手当を受給していない方で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が基準額未満となっている方
- 申請**
- ①の方 申請不要。5月31日に児童扶養手当の登録口座へ振込済みです。
  - ②③の方 申請が必要。申請期間は6月12日(月)から令和6年2月29日(木)までです。申請方法等、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

**ひとり親世帯以外の子育て世帯分**

- 対象**
- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方
  - ②①以外の方で食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が非課税相当水準となっている方
  - ③①以外の方で令和5年度の市民税・県民税均等割が非課税である方
- 申請**
- ①の方 申請不要。5月31日に前回の給付金の振込口座へ振込済みです。
  - ②③の方 申請が必要。申請期間は6月12日(月)から令和6年2月29日(木)までです。申請方法等、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

**3歳児健康診査に屈折検査を導入**

市では3歳児健康診査にこれまでの視力検査に加え、機器を用いた屈折検査を導入しました。子どもの視力は3歳頃までに発達し、6歳頃にはほぼ大人と同じになると言われています。この時期に正しく発達しないと眼鏡をかけても視力が十分に矯正できない「弱視」になってしまうことがあります。子どもは見えにくさを自覚していないことが多く、家族も気が付きにくいことが多いです。屈折検査は弱視、斜視、眼疾患の早期発見に役立ちます。



**屈折検査とは**  
目のピントが合うために必要な度数(屈折)を調べる検査です。  
**対象** 3歳児健康診査の対象者  
**費用** 無料  
★健康推進課(保健センター内) ☎24-2003